

女性共同法律事務所報酬規定別表

法律相談料（第10条）

法律相談料	30分ごとに5,400円
-------	--------------

書面による鑑定（第11条）

書面による鑑定料	一鑑定事項につき108,000円以上324,000円以下
----------	------------------------------

民事事件の着手金および報酬金（第16条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$8\% \times 1.08$	$16\% \times 1.08$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(5\% + \text{金}9\text{万円}) \times 1.08$	$(10\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.08$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(3\% + \text{金}69\text{万円}) \times 1.08$	$(6\% + \text{金}138\text{万円}) \times 1.08$
金3億円を超える場合	$(2\% + \text{金}369\text{万円}) \times 1.08$	$(4\% + \text{金}738\text{万円}) \times 1.08$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金10万8000円）

調停事件および示談交渉事件（第17条）

着手金	報酬金
第16条の規定による。ただし、3分の2に減額できる。	第16条の規定による。ただし、3分の2に減額できる。

契約締結交渉（第18条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$2\% \times 1.08$	$4\% \times 1.08$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}3\text{万円}) \times 1.08$	$(2\% + \text{金}6\text{万円}) \times 1.08$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.08$	$(1\% + \text{金}36\text{万円}) \times 1.08$
金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}78\text{万円}) \times 1.08$	$(0.6\% + \text{金}156\text{万円}) \times 1.08$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万4000円）

督促手続事件（第19条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$2\% \times 1.08$	第16条又は第20条の規定によって算定された額の半額
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}3\text{万円}) \times 1.08$	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.08$	
金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}78\text{万円}) \times 1.08$	

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万4000円）

手形・小切手訴訟事件（第20条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$4\% \times 1.08$	$8\% \times 1.08$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(2.5\% + \text{金}4\text{万}5000\text{円}) \times 1.08$	$(5\% + \text{金}9\text{万円}) \times 1.08$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(1.5\% + \text{金}34\text{万}5000\text{円}) \times 1.08$	$(3\% + \text{金}69\text{万円}) \times 1.08$
金3億円を超える場合	$(1\% + \text{金}184\text{万}5000\text{円}) \times 1.08$	$(2\% + \text{金}369\text{万円}) \times 1.08$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万4000円）

離婚事件（第21条）

事件の内容	着手金	報酬金
調停事件又は交渉事件	216,000円以上540,000円以下	216,000円以上540,000円以下
訴訟事件	324,000円以上648,000円以下	324,000円以上648,000円以下

子の監護に関する紛争事件（第22条）

着手金	報酬金
216,000円以上540,000円以下	216,000円以上540,000円以下

保護命令申立事件等（第23条）

事件の内容	手数料
保護命令申立事件	108,000円以上216,000円以下
接近禁止等仮処分申立事件	216,000円以上432,000円以下

セクシュアル・ハラスメント事件（第24条）

事件の内容	着手金	報酬金
交渉事件	216,000円以上324,000円以下	第16条の規定による
訴訟事件	324,000円以上540,000円以下	第16条の規定による

境界に関する事件（第25条）

着手金	報酬金
324,000円以上648,000円以下	324,000円以上648,000円以下

借地非訟事件（第26条）

借地権の額	着手金	報酬金
5000万円以下の場合	216,000円以上540,000円以下	第26条第2項のとおり
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額	第26条第2項のとおり

保全命令事件（第27条）

事件の内容	着手金	報酬金
保全命令事件	第16条の規定によって算定された額の半額	事件が重大・複雑な場合、第16条の規定によって算定された額の4分の1
保全執行事件	執行が重大・複雑な場合、第16条の規定によって算定された額の半額	執行が重大・複雑な場合、第16条の規定によって算定された額の4分の1

（着手金の最低額は金10万8000円）

民事執行事件（第28条）

事件の内容	着手金	報酬金
民事執行事件	第16条の規定によって算定された額の半額	第16条の規定によって算定された額の4分の1
執行停止事件	第16条の規定によって算定された額の半額	事件が重大・複雑な場合、第16条の規定によって算定された額の4分の1

（着手金の最低額は金5万4000円）

倒産整理事件（第29条）

事件の内容	着手金	報酬金
事業者の自己破産事件	540,000円以上	着手金を含む
非事業者の自己破産事件	216,000円以上324,000円以下	着手金を含む

民事再生事件（第30条）

事件の内容	着手金	報酬金
事業者の民事再生事件	1,080,000円以上	第16条の規定による
非事業者の民事再生事件	324,000円以上	第16条の規定による
小規模個人再生及び給与所得者再生事件	216,000円以上	第16条の規定による

任意整理事件（第31条）

着手金	債権者ごとに21,600円
-----	---------------

刑事事件の着手金（第33条）

事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後の事案簡明な事件	324,000円以上540,000円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	324,000円以上
再審請求事件	324,000円以上

刑事事件の報酬金（第34条）

事件の内容	結果	報酬金	
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	324,000円以上540,000円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	324,000円以上540,000円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	324,000円以上
		求略式命令	324,000円以上
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	540,000円以上
		刑の執行猶予	324,000円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
		検察官上訴が棄却された場合	324,000円以上
再審請求事件		324,000円以上	

告訴、告発等（第38条）

着手金	108,000円以上
-----	------------

少年事件の着手金及び報酬金（第39条）

事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	324,000円
身柄が拘束されていない事件	216,000円
抗告、再抗告及び保護取消事件	216,000円

事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	432,000円以上
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	324,000円
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	216,000円

手数料（第41条）

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
証拠保全	基本	216,000円に第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	108,000円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}70,000\text{円}) \times 1.08$
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}220,000\text{円}) \times 1.08$
		金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}820,000\text{円}) \times 1.08$
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	54,000円以上108,000円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
簡易な家事裁判（家事審判法第九条第一項甲類に属する家事審判事件で事実簡明なもの。）		108,000円以上216,000円以下	

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料		
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	54,000円以上216,000円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
契約書類およびこれに準じる書類作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	54,000円以上108,000円以下	
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	108,000円以上324,000円以下	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	324,000円以上	
	非定型	基本	金300万円以下の場合	108,000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}70,000\text{円}) \times 1.08$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}280,000\text{円}) \times 1.08$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}880,000\text{円}) \times 1.08$
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額		
	公正証書にする場合	右の手数料に32,400円を加算する。		
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	32,400円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本	54,000円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
任意後見契約等に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無等の調査	基本	54,000円以上216,000円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額		

任意後見契約又は任意代理契約	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生じるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談		一訪問につき54,000円以上32,400円以下	
	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務の処理	月額5,400円以上54,000円以下	
		基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額32,400円以上108,000円以下
		裁判手続等を要する場合	本規程の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額	
遺言書作成	定型		108,000円以上216,000円以下	
	非定型	基本	金300万円以下の場合	216,000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}170,000\text{円}) \times 1.08$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}380,000\text{円}) \times 1.08$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}980,000\text{円}) \times 1.08$
公正証書にする場合		右の手数料に32,400円を加算する。		
遺言執行	基本	金300万円以下の場合	324,000円	
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(2\% + \text{金}240,000\text{円}) \times 1.08$	
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(1\% + \text{金}540,000\text{円}) \times 1.08$	
		金3億円を超える場合	$(0.5\% + \text{金}2,040,000\text{円}) \times 1.08$	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	金1000万円以下の場合	$4\% \times 1.08$	
		金1000万円を超え、金2000万円以下の場合	$(3\% + \text{金}100,000\text{円}) \times 1.08$	
		金2000万円を超え、金1億円以下の場合	$(2\% + \text{金}300,000\text{円}) \times 1.08$	
		金1億円を超え、金2億円以下の場合	$(1\% + \text{金}1,300,000\text{円}) \times 1.08$	
		金2億円を超え金20億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}2,300,000\text{円}) \times 1.08$	
		金20億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}6,300,000\text{円}) \times 1.08$	
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件54,000円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。		
	交付手続	登記簿謄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき1,080円とする。		
株主総会等指導	基本	324,000円以上		
	総会等準備も指導する場合	540,000円以上		
現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）	1件324,000円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。			
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合32,400円 給付金額が150万円を超える場合給付金額の2%			

時間制（第42条）

時間制の単価	30分ごとに54,000円以上
--------	-----------------

顧問料（第43条）

事業者	月額54,000円以上
非事業者	月額64,800円（月額5,400円）以上

日当（第44条）

半日（往復2時間を超え4時間まで）	32,400円以上54,000円以下
一日（往復4時間を超える場合）	54,000円以上108,000円以下